

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱

農 林 部 長 通 知
制 定 昭 和 4 1 年 1 2 月 1 5 日 付 け 農 経 第 1 7 6 2 号
最 終 改 正 令 和 7 年 3 月 1 9 日 付 け 組 第 2 4 7 号

(趣 旨)

第1条 知事は、農業経営の近代化を促進するため、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付けた法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和50年8月20日付け農経第559号 農林部長通知。以下「運営要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(利子補給対象となる資金の種類及び利子補給率)

第2条 利子補給の対象となる資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く。）	年1.30%	年1.30%	年0.75%
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年1.30%	年1.30%	年0.75%
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年1.30%	年1.30%	年0.75%
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1.30%	年1.30%	年0.75%

5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年1.30%	—	—
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金	—	年1.30%	年0.75%
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1.30%	年1.30%	年0.75%
8 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年1.30%	—	—

(利子補給契約)

第3条 第1条の利子補給は知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

(利子補給承認申請等)

第4条 前条の規定により利子補給契約を締結した融資機関が第1条の利子補給を受けようとするときは、利子補給承認申請書（別記様式第1号）を作成し、運営要綱第2の11の(1)のイの(イ)及びイの(イ)に規定する書類を添えて、次のとおり提出しなければならない。

- (1) 融資機関が農業協同組合、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び運営要綱第2の3の(6)に掲げる協同組合連合会（以下「農協等融資機関」という。）の場合にあつては、別に定める日までに県民局長（運営要綱第2の4の(1)のイに掲げる場合にあつては、県民局を經由して知事）に提出しなければならない。
 - (2) 融資機関が農林中央金庫の場合にあつては、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事又は、県民局長は、前項に利子補給承認申請書を受理した場合は、利子補給対象としての適否を審査決定し、当該融資機関に対して利子補給承認（不承認）書（別記様式第2号の1、2）を交付するものとする。
 - 3 融資機関は、前項の利子補給承認書の交付を受けた場合は、原則として、利子補給承認日から3箇月以内に貸し付けを実行しなければならない。

(利子補給変更承認申請書)

- 第5条** 融資機関は、利子補給承認の内容を変更しようとするとき、又は借入れ辞退があったときは、速やかに利子補給変更承認申請書（別記様式第3号）を作成し、当該融資機関が農協等融資機関の場合にあっては、県民局長（運営要綱第2の4の(1)のイに掲げる場合にあっては、県民局を經由して知事）に提出し、当該融資機関が農林中央金庫の場合にあっては、知事に提出しなければならない。
- 2 知事又は県民局長は、前項の利子補給変更承認申請書を受理した場合において、適正であると認めたときは、当該融資機関に対し利子補給変更承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 3 利子補給承認額を減額して実行する場合には、前2項は適用しない。

(利子補給金の額)

- 第6条** 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における第2条の資金の種類及び利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の平均残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除して得た額）に対して、それぞれの当該利子補給率の割合で計算した合計額とする。

(利子補給金の交付申請)

- 第7条** 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書（別記様式第5号）に利子補給金計算書（別記様式第6号）を添えて、翌年の1月末までに正副2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第8条** 融資機関は、次の各号の定めるところにより、事業の実施状況を知事又は県民局長に報告しなければならない。
- (1) 農業近代化資金貸付完了報告書（別記様式第7号）
貸付完了の属する月の20日まで
- (2) 農業近代化資金貸付条件等変更完了報告書（別記様式第8号）
変更完了の属する月の翌月の10日まで
- (3) 農業近代化資金特例移動報告書（別記様式第9号）
特例移動の属する月の翌月の7日まで

(報告の徴収等)

- 第9条** 融資機関は、知事又は県民局長が当該融資機関の行った第1条の利子補給に関し報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(利子補給金に係る帳簿等の保存年限)

- 第10条** 融資機関は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を当該利子補給事業完了

後5年間保存しなければならない。

融資機関は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第11条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄県民局長を経由しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 申請者は、第4条の規定による利子補給承認申請、第5条の規定による利子補給変更承認の申請、第7条の規定による交付申請及び第8条の規定による状況報告については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項によるものをいう。）により行うことができる。

附 則（昭和41年12月15日付け農経第1762号）

- 1 この要綱は、昭和41年度分の利子補給金から適用する。
- 2 農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）附則第7項に規定する資金についての第2条の規定の適用については、岡山県地域農業総合整備資金制度実施要綱（昭和60年11月7日付け農経第982号知事通達）第5の1及び岡山県地域農業総合整備資金（水田農業確立型）制度取扱要領（昭和63年10月1日付け農経第802号）第6の1により認定を受けた整備事業計画に基づく計画にあっては、同条別表の第1号から第4号まで及び第7号から第8号までの資金の項中「年1.65%」とあるのは「年1.7%」と、「年0.55%」とあるのは「年0.6%」と読み替えるものとする。
- 3 農業近代化資金助成法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第144号）施行前の政令（以下「旧助成令」という。）附則第7項に規定する資金についての第2条の規定の適用については、「営農団地特別整備事業融資措置要綱」（昭和44年6月12日付け44農政第2603号）に規定する営農団地特別整備事業にあっては同条別表の第1から第4号まで及び第8号「花き・花木の植栽、育成に必要な資金」の項、「農業団地育成対策特別融資措置要領」（昭和47年7月4日付け47農政第3226号）に規定する農業団地育成対策事業にあっては、同条別表の第1号から第4号まで及び第7号の資金の項中「年3.0%」とあるのは「年4.0%」と「年2.0%」とあるのは「年3.0%」と「年1.0%」とあるのは「年2.0%」と読み替えるものとする。
- 4 旧助成令附則第8項に規定する資金についての第2条の規定の適用については、「農業倉庫集約整備事業特別融資措置要綱」（昭和54年4月6日付け54農経A第353号）に規定する農業倉庫集約整備事業にあっては、同条別表の第1号の資金の項中「年2.0%」とあるのは「年3.0%」と「年1.0%」とあるのは「年2.0%」と読み替えるものとする。
- 5 旧助成令附則第9項に規定する資金についての第2条の規定の適用については、「地域農業再編整備資金制度実施要綱」（昭和56年6月26日付け56農経A第856号）第4の1により認定を受けた整備事業計画に基づく事業にあっては、同条別表の第1号から第4号及び第8号の資金の項中「年3.0%」とあるのは「年4.0%」と「年2.0%」とあるのは「年3.0%」と「年1.0%」とあるのは「年2.0%」と読み替え、第7号の資金の項中「年2.0%」とあるのは「年3.0%」と「年1.0%」とあるのは「年2.0%」と読み替えるものとする。
- 6 この要綱の適用前に利子補給承認のあった改正前の第2条別表の第6号に掲げる資金及び附則第2項に規定する資金についての利子補給率は、なお、従前の令による。

附 則（昭和50年10月 4日付け農経第 784号）

この要綱は、昭和50年度から適用する。

附 則（昭和52年 6月16日付け農経第 311号）

- 1 この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年10月31日付け農経第 854号）

- 1 この要綱は、昭和52年10月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 5月31日付け農経第 262号）

- 1 この要綱は、昭和53年5月8日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 9月18日付け農経第 684号）

この要綱は、昭和53年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年 5月28日付け農経第 255号）

- 1 この要綱は、昭和54年5月28日から施行する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年 7月12日付け農経第 476号）

- 1 この要綱は、昭和54年6月12日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年10月 8日付け農経第 871号）

- 1 この要綱は、昭和54年9月11日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年 5月15日付け農経第 179号）

- 1 この要綱は、昭和55年4月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年 4月 1日付け農経第 10号）

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年 5月28日付け農経第 264号）

- 1 この要綱は、昭和56年5月7日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年 9月25日付け農経第 895号）

- 1 この要綱は、昭和56年6月26日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年 5月25日付け農経第 219号）

この要綱は、昭和58年4月8日から適用する。

附 則（昭和59年 2月28日付け農経第1436号）

- 1 この要綱は、昭和59年2月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年 6月26日付け農経第 465号)

- 1 この要綱は、昭和59年5月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年 7月20日付け農経第 491号)

この要綱は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (昭和61年 3月14日付け農経第1571号)

- 1 この要綱は、昭和61年3月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年 5月 1日付け農経第 251号)

- 1 この要綱は、昭和61年5月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年 2月20日付け農経第1662号)

- 1 この要綱は、昭和62年2月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年 4月15日付け農経第 139号)

- 1 この要綱は、昭和62年4月15日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年 7月 1日付け農経第 505号)

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年10月22日付け農経第 960号)

- 1 この要綱は、昭和63年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に利子補給承認された第2条別表及び附則第2項で定める利子補給利率については、なお従前の例による。

改 正 (平成 元年10月 4日付け農経第 817号)

別記4

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱 (昭和41年12月15日付け農経第1762号農林部長通達) の一部改正を次のように改正し、平成元年10月4日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

次のよう略

改 正 (平成 2年 4月27日付け農経第 208号)

別記4

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱 (昭和41年12月15日付け農経第1762号農林部長通達) の一部改正を次のように改正し、平成2年4月27日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

次のよう略

附 則 (平成 2年 6月20日付け農経第 381号)

- 1 この要綱は、平成2年6月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則 (平成 2年10月 2日付け農経第 837号)

- 1 この要綱は、平成2年10月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則 (平成 2年12月19日付け農経第1139号)

- 1 この要綱は、平成2年12月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則 (平成 3年 6月 4日付け農経第 781号)

- 1 この要綱は、平成3年6月4日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則 (平成 3年11月19日付け農経第1129号)

- 1 この要綱は、平成3年11月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 3年12月20日付け農経第1258号)

- 1 この要綱は、平成3年12月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 4年 3月13日付け農経第1613号)

- 1 この要綱は、平成4年3月13日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 4年12月 2日付け農経第1185号)

- 1 この要綱は、平成4年12月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5年 4月30日付け農経第 182号)

- 1 この要綱は、平成5年4月30日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 6 月 4 日付け農経第 208 号）

- 1 この要綱は、平成5年6月4日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 2 月 2 7 日付け農経第 1 4 0 2 号）

- 1 この要綱は、平成5年12月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 8 月 9 日付け農経第 5 8 0 号）

- 1 この要綱は、平成7年8月9日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 1 月 1 0 日付け農経第 9 0 6 号）

- 1 この要綱は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 2 月 8 日付け農経第 1 0 4 0 号）

- 1 この要綱は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 5 日付け農経第 6 4 号）

- 1 この要綱は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 5 月 1 0 日付け農経第 4 1 6 号）

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

附 則（平成 8 年 9 月 2 0 日付け農経第 7 2 3 号）

- 1 この要綱は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 2 月 7 日付け農経第 1 2 1 8 号）

- 1 この要綱は、平成9年2月7日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日付け農経第 1 4 1 6 号）

- 1 この要綱は、平成9年3月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 2 3 日付け農経第 1 7 6 号）

- 1 この要綱は、平成9年4月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 2 3 日付け農経第 2 3 0 号）

- 1 この要綱は、平成9年5月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日付け農経第 3 7 8 号）

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 7 月 2 5 日付け農経第 4 4 0 号）

この要綱は、平成9年7月25日から適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 2 5 日付け農経第 4 8 1 号）

- 1 この要綱は、平成9年7月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 8 月 2 2 日付け農経第 5 8 7 号）

- 1 この要綱は、平成9年8月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 9 月 2 4 日付け農経第 7 1 1 号）

- 1 この要綱は、平成9年9月24日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 0 月 2 7 日付け農経第 8 3 6 号）

- 1 この要綱は、平成9年10月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 1 月 2 0 日付け農経第 9 0 4 号）

- 1 この要綱は、平成9年11月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年 2 月 6 日付け農経第 1 1 9 6 号）

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年 3 月 9 日付け農経第 1 2 6 5 号）

- 1 この要綱は、平成10年3月9日から適用する。

- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 3月17日付け農経第1330号）
- 1 この要綱は、平成10年3月17日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 4月14日付け農経第 117号）
- 1 この要綱は、平成10年4月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 6月16日付け農経第 341号）
- 1 この要綱は、平成10年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 8月31日付け農経第 573号）
- 1 この要綱は、平成10年8月31日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 9月18日付け農経第 594号）
- 1 この要綱は、平成10年9月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年10月22日付け農経第 712号）
- 1 この要綱は、平成10年10月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 1月 6日付け農経第 938号）
- 1 この要綱は、平成11年1月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 2月12日付け農経第1060号）
- 1 この要綱は、平成11年2月12日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 2月22日付け農経第1090号）
- 1 この要綱は、平成11年2月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 4月27日付け組 第 99号）
- 1 この要綱は、平成11年4月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 5月25日付け組 第 135号）
- 1 この要綱は、平成11年5月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 6月16日付け組 第 191号）
- 1 この要綱は、平成11年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 8月 3日付け組 第 303号）
- 1 この要綱は、平成11年8月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 9月28日付け組 第 412号）
- 1 この要綱は、平成11年9月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年10月20日付け組 第 480号）
- 1 この要綱は、平成11年10月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年11月29日付け組 第 550号）
- 1 この要綱は、平成11年11月29日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成12年 9月13日付け組 第 369号）
- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成13年 4月 2日付け組 第 67号）
- 1 この要綱は、平成13年4月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成14年 8月 1日付け組 第 237号）
- 1 この要綱は、平成14年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成14年10月 1日付け組 第 310号）
- 1 この要綱は、平成14年10月1日から適用する。

- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成15年 3月28日付け組 第 637号）
- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（平成16年 9月24日付け組 第 248号）
- 1 この要綱は、平成16年9月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（平成17年 3月25日付け組 第 525号）
- この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
附 則（平成17年 5月27日付け組 第 88号）
- この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。
附 則（平成22年 3月31日付け組 第 416号）
- この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
附 則（平成24年 3月15日付け組 第 433号）
- 1 この要綱は、平成24年3月15日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（平成24年10月 4日付け組 第 239号）
- この要綱は、平成25年 1月 1日から適用する。
附 則（平成25年 3月19日付け組 第 425号）
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成25年 4月12日付け組 第 29号）
- この要綱は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
附 則（平成28年3月 7日付け組 第 321号）
- 1 この要綱は、平成28年3月7日から施行し、平成28年2月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（平成28年11月24日付け組 第 243号）
- 1 この要綱は、平成28年11月24日から施行し、平成28年11月24日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（平成28年12月27日付け組 第 254号）
- 1 この要綱は、平成28年12月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 元年 7月19日付け組 第 110号）
- 1 この要綱は、令和元年7月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 元年 8月20日付け組 第 187号）
- 1 この要綱は、令和元年8月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 元年10月21日付け組 第 237号）
- 1 この要綱は、令和元年10月21日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 元年11月18日付け組 第 241号）
- 1 この要綱は、令和元年11月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 元年12月18日付け組 第 245号）
- 1 この要綱は、令和元年12月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 3年 4月 1日付け組 第 69号）
- 1 この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 4年 4月 1日付け組 第 57号）
- 1 この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。
附 則（令和 7年 3月19日付け組 第 247号）
- 1 この要綱は、令和7年 3月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。